

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成26年10月6日（平成26年（行情）諮問第532号）

答申日：平成28年10月3日（平成28年度（行情）答申第371号）

事件名：特定事件番号の調停の記録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事件番号 調停の記録及び調停に至る一切の情報」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年5月29日付け東労発総開第26-13号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）開示された文書は、件名を特定することもできない内容のものであり、全面不開示と同様なものであること。

ア 不開示とした部分とその理由は次の通り

（ア）法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイ～ハのいずれにも該当しない。

（イ）法5条2号イ及びロに該当する。

（ウ）法5条6号に該当する。

イ 上記理由による不開示は不当である。

この調停は、公的機関による公的なものであり、調停の結果については、調停成立に至らなかった経緯等について、当事者に説明すべき義務があるにも関わらず、これを怠ったものである。よって、当事者として、その開示を請求したものである。

不開示とした理由には、「個人や法人の情報であって、特定の個人を識別できる情報が含まれており、法5条1号に該当し、同号のただ

し書きイ～ハのいずれにも該当しないため。」及び「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報が含まれていること、また、行政機関の要請を受けて、公にしないという条件を付して任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされている情報が記載されており、法5条2号イ及びロに該当するため。」としているが、個人及び法人の固有名詞は伏せることにより、当事者の氏名等が識別できないものとすることによって、個人の利益を害するおそれは無くなり、開示による問題は生じないことになる。

即ち、個人及び法人の特定ができる部分を除けば、開示できるということである。

なお、文書提供に当たり不開示の条件を付して提供した事実はなく、これは情報開示を拒むために、勝手に理屈をつけているにすぎないもので法律の趣旨に反するものである。

以下、不開示とした理由に対する不当性を述べる。

(ア) について、法5条1号ハに該当し、「当該情報が、その職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当核公務員等の職務及び当該職務遂行の内容に係る部分」と定めており、当法人が管理運営する事業所に対する行政指導に関するものは開示すべきである。

(イ) について、イ及びロについては、ただし書に該当する。

(ウ) について、法5条6号は、「国の機関または地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とし、イ～ホを規定しているが、これに該当しないものであり、開示することは、むしろ行政の透明性を確保することによって、国民の信頼が得られるものであり法律の趣旨に沿うものである。

(2) 調停に至るまでの一切の文書情報

開示された文書では、行政官の氏名以外は、すべて黒く塗りつぶされたもので、文書の件名も判断できない状態であり、文書の開示とはいえない開示文書である。

この開示要求は、調停に至るまでの行政官と当法人とのやり取りの記録に関するものであり、公務員の職務の遂行に係る情報であることから法5条1号ハに該当し、開示すべきものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件開示請求者は、平成26年4月16日付けで、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、「事件番号 東京(25)両-第1号 調

停の記録及び調停に至る一切の情報」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成27年7月10日付け（同月11日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号、2号イ及びロ並びに6号に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育介法」という。）52条の5に基づく調停（事件番号 東京（25）両一第1号）に係る両立支援調停カード及び添付書類である。

(2) 育介法52条の5に基づく調停について

ア 調停について

都道府県労働局長は、育介法52条の3に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方または一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）6条1項の紛争調整委員会に調停を行わせるものである。

イ 両立支援調停カード及び添付書類について

両立支援調停カードは、育介法52条の5に基づく調停に関する記録を行うことにより、迅速かつ的確な業務処理を目的として作成するものである。

また、添付書類は、育介法52条5に基づく調停を行った際、事務局が作成した資料及び申請者または被申請者から提出された資料であり、事案ごとにその内容は異なる。

ウ 両立支援調停カード及び添付書類の構成

- (ア) 両立支援調停カードは、a 基本情報、b 経緯で構成されており、以下のとおり各欄に記載項目がある。

a 「基本情報」欄

- ①出力日付（欄外）、②申請者、③事項、④事件番号、⑤調停委員、⑥申請年月日、⑦受理年月日、⑧申請事項変更追加年月日、⑨開始決定年月日、⑩調停案受諾勧告年月日、⑪調停案受諾日、⑫完了年月日、⑬調停申請取下げ年月日、⑭調停打切り年月日、⑮訴訟の提起年月日、⑯訴訟手続の中止年月日、⑰労働者、⑱代

理人，⑱補佐人，⑳事業主，㉑代理人，㉒補佐人，㉓委員会が出頭を求めた者，㉔事件の概要，㉕法的判断，㉖調停案の概要，㉗調停の結果が記載されている。

b 「経緯」欄

㉘出力日付（欄外），㉙年月日，㉚対象者，㉛方法，㉜担当者，㉝室長印・未承認，㉞承認年月日（欄外），㉟概要が記載されている。

(イ) 本件における添付書類は，a 両立支援調停会議の概要，b 当事者提出資料，c 調停申請書（写）の送付について，d 調停の開始決定通知，e 調停の委任通知，f 事情及び意見の聴取に関する通知，g 調停会議の開催通知で構成されており，a から g についてはそれぞれ以下のとおりの記載項目がある。

a 両立支援調停会議の概要

①標題（事件番号），②開催日時等，③事務局，④調停会議の概要等が記載されている。

b 当事者提出資料

⑤調停を行う際に当事者（申請者，被申請者）から提出された資料

c 調停申請書（写）の送付について

⑥発出番号，⑦発出年月日，⑧宛先，⑨送付者（東京労働局雇用均等室長）及び印影，⑩標題及び通知文が記載されている。

d 調停の開始決定通知

⑪発出番号，⑫発出年月日，⑬宛先，⑭通知者（東京労働局長）及び印影，⑮通知文（別紙含む。），⑯連絡先が記載されている。

e 調停の委任通知

⑰発出番号，⑱発出年月日，⑲宛先，⑳通知者（東京労働局長）及び印影，㉑委任通知文，㉒連絡先が記載されている。

f 事情及び意見の聴取に関する通知

㉓発出番号・発出年月日，㉔宛先，㉕通知者，㉖通知文，㉗問い合わせ先が記載されている。

g 調停会議の開催通知

㉘発出年月日，㉙宛先，㉚通知者（東京労働局長），㉛標題及び通知文，㉜事務局が記載されている。

(3) 原処分における不開示部分について

原処分においては，以下の事項を不開示としている。

ア 両立支援調停カード

a 「基本情報」欄のうち，①出力日付（欄外），②申請者，③事項，

⑤調停委員，⑥申請年月日，⑦受理年月日，⑨開始決定年月日，⑫完了年月日，⑭調停打切り年月日，⑯訴訟手続きの中止年月日，⑰労働者，⑱代理人のうち住所部分，⑲補佐人，⑳事業主，㉑代理人，㉒補佐人，㉓委員会が出頭を求めた者のうち住所・意見聴取参考人・意見聴取労使部分，㉔事件の概要，㉕法的判断，㉖調停案の概要，㉗調停の結果，b「経緯」欄のうち，㉘出力日付（欄外），㉙年月日，㉚対象者，㉛方法，㉜承認年月日（欄外），㉝概要（事務局員職氏名を除く。）

イ 添付書類

a「調停会議の概要」の①標題における事件番号及び③事務局における事務局員職氏名を除く全て，b「当事者提出資料」のうち，調停申請書写しにおける標題及び項目名を除く全て，c「調停申請書（写）の送付について」のうち，⑦発出年月日，⑧宛先，⑩標題及び通知文における調停申請書受理年月日，d「調停の開始決定通知」のうち，⑪発出番号，⑭通知者（東京労働局長）及び印影，⑮通知文（別紙を含む。）の記の文字，⑯連絡先を除く全て，e「調停の委任通知」のうち，⑰発出番号，⑳通知者（東京労働局長）及び印影，㉑委任通知文の記の文字，㉒連絡先を除く全て，f「事情及び意見の聴取に関する通知」のうち，㉗問い合わせ先を除く全て，g「調停会議の開催通知」のうち，㉘通知者（東京労働局長），㉙標題及び通知文の記の文字，㉚事務局を除く全て

(4) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の不開示情報

両立支援調停カードのa「基本情報」欄のうち，⑤調停委員における特定個人の氏名，⑰労働者における特定個人の氏名・住所・TEL・携帯，⑲補佐人における特定個人の氏名・職・住所・TEL，⑳事業主における代表者，㉑代理人における氏名・職・住所・TEL，㉒補佐人における氏名・職・住所・TEL，b「経緯」欄のうち，③対象者，㉝概要（調停の経緯を除く），添付書類のa「調停会議の概要」のうち，②調停日時等における特定個人の氏名・役職名，④調停会議の概要等，b「当事者提出資料」のうち，⑤調停を行う際に当事者（申請者，被申請者）から提出された資料，c「調停申請書（写）の送付について」のうち，⑧宛先における特定個人の氏名，d「調停の開始決定通知」のうち，⑬宛先における特定個人の氏名・役職名，⑮通知文における特定個人の氏名，e「調停の委任通知」のうち，⑲宛先における特定個人の役職名・氏名，㉑委任通知文における特定個人の氏名・役職名，f「事情及び意見の聴取に関する通知」のうち，㉔宛先における特定個人の氏名・役職名，㉕通知者，㉖通知文にお

る特定個人の役職名・氏名，g「調停会議の開催通知」のうち，㉑宛先における特定個人の役職名・氏名は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別できる情報または特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており，当該情報は法5条1号の不開示情報に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ及びロの不開示情報

両立支援調停カードのa「基本情報」欄のうち，㉒事業主，㉓代理人，㉔補佐人，㉕事件の概要，㉖法的判断，㉗調停案の概要，㉘調停の結果，b「経緯」欄のうち，㉙対象者，㉚概要，添付書類のa「調停会議の概要」の㉛開催日時等における特定法人の名称，役職名，氏名，㉜調停会議の概要等，b「当事者提出資料」のうち，㉝調停を行う際に当事者（申請者，被申請者）から提出された資料における被申請者から提出された資料，d「調停の開始決定通知」のうち，㉞宛先における特定法人の名称・代表者役職氏名，㉟通知文における特定法人の名称，e「調停の委任通知」のうち，㊱委任通知文における特定法人の名称・代表者役職氏名，f「事情及び意見の聴取に関する通知」のうち，㊲宛先における特定法人の名称・代表者役職氏名，㊳通知文における特定法人の名称・代表者役職氏名は，法人に関する情報であって，調停の当事者となった法人を特定する情報またはさまざまな雇用管理に係る内部情報や調停に際して聴取された事項にかかる情報であり，これらを公にすることは，当該特定法人の特定事業所における雇用管理に関する情報だけでなく，人事・給与制度の運営状況等独自の経営戦略を明らかにすることとなる。さらに，これらを公にすれば，法人や事業所が特定され，当該法人における雇用管理の状況や育介法違反に関し指摘されたことが明らかになる。よって，これらの情報は，公にすることにより，特定法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから，法5条2号イの不開示情報に該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また，調停に際して聴取された事項や添付書類のb「当事者提出資料」のうち，㉝調停を行う際に当事者（申請者，被申請者）から提出された資料における被申請者から提出された資料は，行政機関の要請を受けて，任意に提供されたものであって，法人における通例として公にしないこととされているものであり，法5条2号ロの不開示情報に該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号の不開示情報

両立支援調停カードのa「基本情報」欄のうち、②申請者、③事項、⑤調停委員、⑥申請年月日、⑦受理年月日、⑨開始決定年月日、⑫完了年月日、⑭調停打切り年月日、⑯訴訟手続の中止年月日、⑰労働者、⑱代理人、⑲補佐人、⑳事業主、㉑代理人、㉒補佐人、㉓委員会が出頭を求めた者、㉔事件の概要、㉕法的判断、㉖調停案の概要、㉗調停の結果、b「経緯」欄のうち、㉘出力日付（欄外）、㉙年月日、㉚対象者、㉛方法、㉜承認年月日（欄外）、㉝概要（事務局員職氏名を除く。）、添付書類のa「調停会議の概要」（①標題及び③事務局を除く。）、b「当事者提出資料」のうち、⑤調停を行う際に当事者（申請者、被申請者）から提出された資料、c「調停申請書（写）の送付について」のうち、⑦発出年月日、⑩標題及び通知文における調停申請書受理年月日、d「調停の開始決定通知」のうち、⑫発出年月日、⑮通知文（別紙含む。）、e「調停の委任通知」のうち、⑱発出年月日、㉑委任通知文、f「事情及び意見の聴取に関する通知」のうち、㉓発出番号・発出年月日、㉕通知者、㉖通知文g「調停会議の開催通知」のうち、㉘発出年月日、㉛標題及び通知文は、国の機関が行う事務に関する情報であって、調停会議の実施手法及び経過が詳細に記載されている。

仮に、これらを公にした場合、調停業務の手法等が具体的に明らかとなり、調停を有利に進めるために当事者において不利な事実及び資料の隠匿・改ざんが行われ、または陳述内容に関して関係者間の口裏合わせが行われることが考えられる。

さらに、申請者・被申請者が都道府県労働局雇用均等室及び担当調停委員との信頼関係を前提として、誠実に明らかにした申請者・被申請者の実態に関する情報が記載されていることから、仮にこれらが公にされることになれば、このような信頼関係が失われ、申請者・被申請者が、関係資料の提出等調停会議に対する情報提供に協力的でなくなり、また、当事者間の紛争を解決しようとする意欲を低下させる等、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法若しくは不当な行為を容易にする等検査事務の性格を持つ調停事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報は法5条6号の不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(5) 新たに開示する部分について

上記(3)原処分に係る不開示部分のうち、ア 両立支援調停カード「基本情報」欄のうち①出力日付（欄外）、⑯訴訟手続の中止年月日、⑰労働者から㉓委員会が出頭を求めた者の住所の郵便マーク部

分，b「経緯」欄のうち⑳出力日付（欄外），㉓概要の「事務局」という項目部分並びにイ 添付資料 a「両立支援調停会議の概要」の①標題のすべて及び③事務局の項目部分については，法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから，新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求の理由として，審査請求書の中で「不開示とされた部分についての開示を求める」等と主張しているが，上記3（4）で述べたとおり，法3条に基づく開示請求に対しては，開示請求対象行政文書ごとに法5条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり，審査請求人の主張は本件対象文書の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり，本件対象行政文書については，原処分の一部を変更し，原処分で不開示とした部分のうち上記3（5）で開示するとした部分については新たに開示した上で，その余の部分については，法5条1号，2号イ及びロ並びに6号に基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ①平成26年10月6日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同月17日 審議
- ④平成28年8月26日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑤同年9月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，「特定事件番号 調停の記録及び調停に至る一切の情報」であり，具体的には，別表の1欄に掲げる文書である。

処分庁は，本件対象文書の一部を法5条1号，2号イ及びロ並びに6号に該当するとして，不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示することとするが，別表の2欄に掲げる部分については，法5条1号，2号イ及びロ並びに6号に該当し，なお不開示とすべきとしている。

このため，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1（両立支援調停カード（基本情報））の不開示部分について

ア 1頁「申請者」、「事項」、「申請年月日」、「受理年月日」、「開始決定年月日」、「完了年月日」及び「調停打切り年月日」欄の記載については、一般的な記載であり、諮問庁が説明するように、これらを公にすると、調停業務の手法等が具体的に明らかとなり、調停を有利に進めるために当事者において不利な事実及び資料の隠匿・改ざんが行われ、又は陳述内容に関して関係者間の口裏合わせが行われるおそれ、申請者及び被申請者と都道府県労働局雇用均等室及び担当調停委員との信頼関係が失われ、申請者及び被申請者が、関係資料の提出等調停会議に対する情報提供に協力的でなくなり、また、当事者間の紛争を解決しようとする意欲を低下させる等、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にする等検査事務の性格を持つ調停事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号に該当せず、開示すべきである。

イ 「委員会が出頭を求めた者（意見聴取参考人，意見聴取労使）」欄の記載は、これらを公にすると調停の手法・内容が明らかとなり、雇用均等行政機関が行う調停事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 1頁「調停委員」欄には、特定個人の氏名及びその職務の内容が記載されており、一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、調停委員の氏名は、職務遂行に係る情報に含まれる氏名に相当し、これを公にしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、同号ただし書イに該当し、職務の内容については、同号ただし書ハに該当すると認められる。

また、諮問庁が説明するように、これらを公にすると、調停業務の手法等が具体的に明らかとなり、調停を有利に進めるために当事者において不利な事実及び資料の隠匿・改ざんが行われ、又は陳述内容に関して関係者間の口裏合わせが行われるおそれ、申請者及び

被申請者と都道府県労働局雇用均等室及び担当調停委員との信頼関係が失われ、申請者及び被申請者が、関係資料の提出等調停会議に対する情報提供に協力的でなくなり、また、当事者間の紛争を解決しようとする意欲を低下させる等、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にする等検査事務の性格を持つ調停事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 1頁「労働者」及び労働者の「補佐人」欄の記載は、それぞれ一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 1頁「事業主」欄の代表者、事業主の「代理人」及び「補佐人」欄の記載は、それぞれ一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 1頁「事業主」欄（代表者を除く。）は、育介法52条の5に基づく調停を申請された事業場が特定される情報であり、これらを公にすると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 2頁「事件の概要」及び「法的判断」欄の記載は、法違反についての雇用均等室の判断やその判断の根拠等が記載されており、これらを公にすると、特定事業場の雇用管理に係る内部情報及び法違反の有無等が明らかとなり、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 2頁「調停案の概要」及び「調停の結果」欄の記載は、当該調停の申請者及び被申請者を特定できる情報とは認められず、諮問庁が説明するように、これらを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、調停業務の手法等が具体的に明らかとなり、調停を有利に進めるために当事者において不利な事実及び資料の隠匿・改ざんが行われ、又は陳述内容に関して関係者間の口裏合わせが行われるおそれ、申請者及び被申請者と都道府県労働局雇用均等室及び担当調停委員との信頼関係が失われ、申請者及び被申請者が、関係資料の提出等調停会議に対する情報提供に協力的でなくなり、また、当事者間の紛争を解決しようとする意欲を低下させる等、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にする等検査事務の性格を持つ調停事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表に掲げる文書2（両立支援調停カード（経緯））の不開示部分について

ア 「年月日」及び「方法」欄並びに「承認年月日」（欄外）の記載は、上記（1）アと同様の理由により、法5条6号に該当せず、開示すべきである。

イ 「対象者」欄の記載は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「概要」欄（調停の経緯。下記エを除く。）の記載のうち、3頁「概要」欄1行目1文字目ないし10文字目、7頁「概要」欄1行目6文字目ないし22文字目、8頁「概要」欄1行目、10頁「概要」欄1行目及び2行目、13頁「概要」欄1行目及び2行目並びに17頁「概要」欄1行目、2行目1文字目ないし19文字目、3行目、4行目1文字目ないし4文字目及び8行目1文字目ないし5文字目は、原処分で既に開示されている内容又は71、72、82、83、84、85及び86頁で開示すべきとした内容と同一又は推認できる内容であり、これらを公にしても、当該事業場の権利、競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び雇用均等行政機関が行う調停事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法14条2号イ及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、東京労働局雇用均等室の担当職員と被申請者間の連絡事項、同雇用均等室の担当職員又は調停委員が、申請者及び被申請者から聴取した内容、被申請者の対応及び同雇用均等室が行った対応等の内容である。育介法52条の5に基づいて行われる調停は、同法が定める労働者と事業主との間の紛争について、公正、中立な第三者である調停委員が、当事者双方から事情聴取し、当事者双方の意向を踏まえつつ望ましい解決に導くものであるから、これらを公にすると、事情聴取への協力や、調停への参加そのものをちゅうちょする等により、調停に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 「概要」欄の17頁上段の不開示部分のうち、所属、役職氏名及び略称の定義部分については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書3（両立支援調停会議の概要）の不開示部分について

ア 開催日時等における特定個人の氏名及び役職名は、上記(1)エと同様の理由により法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 開催日時等における特定法人の名称、役職名及び氏名は、上記(1)カと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 開催日時等における20頁上段の不開示部分のうち1行目1文字目ないし18文字目、2行目、3行目1文字目ないし3文字目及び7行目1文字目ないし4文字目については、諮問に当たって新たに開示する内容又は1頁で開示すべきとした内容と同一又は推認できる内容であることから、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号に該当せず、開示すべきである。

エ 開催日時等におけるその余の部分は、これらを公にすると調停の手法・内容が明らかとなり、雇用均等行政機関が行う調停事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 調停会議の概要等は、調停委員が申請者及び被申請者から聴取した内容等であり、上記(2)ウ後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書4(当事者(申請者)提出資料)の不開示部分について

ア 当該部分(下記イ及びウの部分を除く。)は、申請者が自らの立場を主張する目的で東京労働局雇用均等室に提出したものと認められ、上記(2)ウ後段と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 61頁、64頁及び74頁の日付並びに72頁の受付印は、法5条1号に規定する個人に関する情報とは認められず、また、上記(1)アと同様の理由により、同条6号に該当せず、開示すべきである。

ウ 61頁、64頁及び74頁の署名及び印影は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、署名及び印影は、個人識別部分であることから部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書5(調停申請書(写)の送付について)の不開示部分について

ア 宛先における特定個人の氏名は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、氏名は個人識別部分であることから部分開示の余地もなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当であるが、敬称は、これを公にたととしても、個人を特定することはできず、機微な記載であるとも

いえないことから、法6条2項に基づき、開示すべきである。

- イ 発出年月日、通知文における調停申請書受理年月日は、1頁で開示すべきとした部分と同一又は推認できる内容であることから、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号に該当せず、開示すべきである。
- (6) 別表に掲げる文書6(調停の開始決定通知)の不開示部分について
- ア 79頁の宛先における特定個人の氏名については、上記(5)アと同様の理由により、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当であるが、敬称は、法6条2項に基づき、開示すべきである。
- イ 通知文における特定個人の氏名のうち、79頁下段通知文の2行目8文字目ないし11文字目及び80頁下段通知文の2行目8文字目ないし11文字目の氏名は、上記(1)ウと同様の理由により、法5条1号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。
- また、80頁上段の通知文1行目1文字目ないし18文字目の氏名は、上記(1)エと同様の理由により、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- ウ 80頁の宛先における特定法人の名称及び代表者役職氏名のうち、敬称を除く部分については、上記(1)カと同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。
- しかしながら、敬称は、これを公にしても、当該調停を申請された事業場が特定される情報とは認められないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。
- エ 通知文における特定法人の名称は、上記(1)カと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- オ 80頁上段通知文の2行目11文字目ないし13文字目は、当該調停を申請された事業場の関係者等には、申請者を特定し得る情報であることから、これを公にすると、調停の申請そのものをちゅうちょする等により、調停に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。したがって、当該部分は、法14条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。
- カ その余の部分については、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号に該当せず、開示すべきである。
- (7) 別表に掲げる文書7(調停の委任通知)の不開示部分について
- ア 宛先における特定個人の氏名及び役職は、調停委員の氏名及び役職であり、上記(1)ウ前段と同様の理由により、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

- イ 委任通知文における特定個人の氏名は、上記（１）エと同様の理由により、法５条１号に該当し、同条６号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- ウ 委任通知文における特定法人の名称及び代表者役職氏名は、上記（１）カと同様の理由により、法５条２号イに該当し、同条６号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- エ その余の部分については、上記（１）アと同様の理由により、法５条６号に該当せず、開示すべきである。
- (8) 別表に掲げる文書８（事情及び意見の聴取に関する通知）の不開示部分について
- ア ８４頁の宛先における特定個人の氏名については、上記（５）アと同様の理由により、法５条１号に該当し、不開示とすることが妥当であるが、敬称は、法６条２項に基づき、開示すべきである。
- イ 通知文における特定個人の氏名のうち、８４頁２３行目６文字目ないし９文字目及び８５頁２４行目６文字目ないし９文字目の氏名は、上記（１）ウと同様の理由により、法５条１号及び６号のいずれにも該当せず、開示すべきである。
- また、８５頁通知文１行目２３文字目ないし４０文字目については、上記（１）エと同様の理由により、法５条１号に該当し、同条６号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- ウ 通知者は、上記（１）ウと同様の理由により、法５条１号及び６号のいずれにも該当せず、開示すべきである。
- エ ８５頁の宛先における特定法人の名称及び代表者役職氏名は、上記（１）カと同様の理由により、法５条２号イに該当し、不開示とすることが妥当であるが、敬称は、上記（６）ウと同様の理由により、開示すべきである。
- オ 通知文における特定法人の名称及び代表者役職氏名は、上記（１）カと同様の理由により、法５条２号イに該当し、同条６号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- カ 通知文のうち、８４頁１９行目１８文字目ないし３２文字目、２２行目及び２４行目６文字目ないし１８文字目並びに８５頁２０行目１８文字目ないし３２文字目、２３行目及び２５行目６文字目ないし１８文字目は、上記（１）イと同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。
- キ その余の部分については、上記（１）アと同様の理由により、法５条６号に該当せず、開示すべきである。
- (9) 別表に掲げる文書９（調停会議の開催通知）の不開示部分について
- ア 宛先における特定個人の氏名及び役職名は、上記（１）ウ前段と

同様の理由により、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

イ 86頁下段の不開示部分の3行目15文字目ないし25文字目並びに9行目及び10行目は、上記(1)イと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ その他の部分については、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号に該当せず、開示すべきである。

(10) 別表に掲げる文書10(当事者(被申請者)提出資料)の不開示部分について

当該部分は、特定事業場の雇用管理に係る内部情報が記載されており、これらを公にすると、事業場との信頼関係が失われ、事業主が関係資料の提出等雇用均等室に対する情報提供に協力的でなくなり、正確な事実の把握を行うことが困難になる等雇用均等行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを否定できない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号並びに2号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及びロ並びに6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その他の部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 不開示部分	3 該当条文 (5条)	4 開示すべき部分
番号	文書名	通頁			
1	両立支援調停カード(基本情報)	1及び2頁	1頁 「申請者」欄 「事項」欄 「申請年月日」欄 「受理年月日」欄 「開始決定年月日」欄 「完了年月日」欄 「調停打ち切り年月日」欄	6号	全て(「委員会が出頭を求めた者(意見聴取参考人, 意見聴取労使)」欄を除く。)
			2頁 「委員会が出頭を求めた者(意見聴取参考人, 意見聴取労使)」欄		
			1頁 「調停委員」欄 「労働者」欄 労働者の「補佐人」欄	1号及び6号	「調停委員」欄
			1頁 「事業主」欄の代表者 事業主の「代理人」欄 事業主の「補佐人」欄	1号, 2号イ及び6号	なし
			1頁 「事業主」欄(代表者を除く。)	2号イ及び6号	なし
			2頁 「事件の概要」欄 「法的判断」欄 「調停案の概要」欄 「調停の結果」欄	2号イ及び6号	「調停案の概要」欄及び「調停の結果」欄
2	両立支援調停カード(経緯)	3ないし19	「年月日」欄 「方法」欄 「承認年月日」(欄外)	6号	全て

			「対象者」欄	1号, 2号イ 及び6 号	なし
			「概要」欄（調停の経緯。下欄を除く。）	2号イ 及び6 号	3頁「概要」欄 1行目1文字目 ないし10文字 目, 7頁「概 要」欄1行目6 文字目ないし2 2文字目, 8頁 「概要」欄1行 目, 10頁「概 要」欄1行目及 び2行目, 13 頁「概要」欄1 行目及び2行目 並びに17頁 「概要」欄1行 目, 2行目1文 字目ないし19 文字目, 3行 目, 4行目1文 字目ないし4文 字目及び8行目 1文字目ないし 5文字目
			「概要」欄（17頁上段の不開示部分のうち, 所属, 役職氏名及び略称の定義部分に限る。）	1号及 び2号 イ	なし
3	両立支援調停会議の概要	20な いし2 5頁	開催日時等（20頁上段の不開示部分）における特定個人の氏名及び役職名	1号及 び6号	なし
			開催日時等における特定法人の名称, 役職名及び氏名	2号イ 及び6 号	なし

			開催日時等におけるその余の不 開示部分	6号	20頁上段の不 開示部分のうち 1行目1文字目 ないし18文字 目, 2行目, 3 行目1文字目な いし3文字目及 び7行目1文字 目ないし4文字 目
			調停会議の概要等(20頁下段 から25頁の不開示部分)	1号, 2号イ 及びロ 並びに 6号	なし
4	当事者(申請者)提出資料	26ないし7 0, 7 2ない し77 及び9 0頁	不開示部分の全て	1号及 び6号	61, 64頁及 び74頁の日付 並びに72頁の 受付印
5	調停申請書(写)の送付につい て	71	宛先における特定個人の氏名	1号	敬称
			発出年月日 通知文における調停申請書受理 年月日	6号	全て
6	調停の開始決定 通知	79ないし8 1	宛先における特定個人の氏名及 び役職名	1号	敬称
			通知文における特定個人の氏名	1号及 び6号	79頁下段通知 文の2行目8文 字目ないし11 文字目及び80 頁下段通知文の 2行目8文字目 ないし11文字 目

			宛先における特定法人の名称及び代表者役職氏名	2号イ	敬称
			通知文における特定法人の名称	2号イ及び6号	なし
			発出年月日 通知文（別紙含む。特定個人の氏名及び特定法人の名称を除く。）	6号	全て（80頁上段通知文2行目11文字目ないし13文字目を除く。）
7	調停の委任通知	82及び83	宛先における特定個人の氏名及び役職	1号	全て
			委任通知文における特定個人の氏名及び役職名	1号及び6号	なし
			委任通知文における特定法人の名称及び代表者役職氏名	2号イ及び6号	なし
			発出年月日 委任通知文（特定個人の氏名及び役職名並びに特定法人の名称及び代表者役職氏名を除く。）	6号	全て
8	事情及び意見の聴取に関する通知	84及び85	宛先における特定個人の氏名及び役職名	1号	敬称
			通知文における特定個人の氏名及び役職名	1号及び6号	84頁23行目6文字目ないし9文字目及び85頁24行目6文字目ないし9文字目
			通知者	1号及び6号	全て
			宛先における特定法人の名称及び代表者役職氏名	2号イ	敬称
			通知文における特定法人の名称及び代表者役職氏名	2号イ及び6号	なし

			発出番号及び発出年月日 通知文（特定個人の氏名及び役職名並びに特定法人の名称及び代表者役職氏名を除く。）	6号	全て（84頁19行目18文字目ないし32文字目，22行目及び24行目6文字目ないし18文字目並びに85頁20行目18文字目ないし32文字目，23行目及び25行目6文字目ないし18文字目を除く。）
9	調停会議の開催通知	86ないし89	宛先における特定個人の氏名及び役職名	1号	全て
			発出年月日 標題及び通知文	6号	全て（86頁下段の不開示部分の3行目15文字目ないし25文字目並びに9行目及び10行目を除く。）
10	当事者（被申請者）提出資料	91ないし188頁	不開示部分の全て	1号， 2号イ 及びロ 並びに 6号	なし

※文書番号及び文書名は，事務局において付した。